

「ふるさとワーキングホリデー」の受入事業者を募集します

募 集

四万十町では、関係人口の創出を目的として「ふるさとワーキングホリデー」の参加者に対して補助制度を設けています。そこで、参加者の受け入れを希望される事業者を次のとおり募集します。募集内容につきましては、町のホームページおよび総務省のポータルサイトでご確認ください。

- 要件
 - ・14日程度(休日を含む)受け入れが可能である
 - ・労働時間に応じた賃金の支給(※最低賃金を守ること)
 - ・作業場所は町内に限る など
- 募集件数 10件(先着順で登録)
- 募集期間 4月1日(火)～4月30日(水)
- 申込方法 申込書類に必要事項を記入して、にぎわい創出課または各地域振興局に提出してください。



※申込書類はにぎわい創出課・各地域振興局にて配布、または町ホームページからダウンロードすることが可能です。

※その他、詳細につきましては町ホームページでご確認ください。

※受入事業者の登録はアルバイトの確保をお約束するものではありません。

ふるさとワーキングホリデーとは…

都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びを通じて地域での暮らしを体験するものです。(ふるさとワーキングホリデーポータルサイトより)

お問い合わせ先

にぎわい創出課 ☎22-3281

中間管理住宅の管理業者を募集します

募 集

四万十町では、令和6年12月時点で47棟の中間管理住宅を整備しており、令和6年度からは住宅を適切に管理するために、不動産仲介業者に中間管理住宅の管理業務を委託しています。

そこで、令和7年度に管理業務を請け負っていただける事業者を募集します。

- 対象者 四万十町内に事務所を有し、宅地建物取引士の資格を有するもの
- 業務内容
 - (1)中間管理住宅および付帯する設備などの管理
 - (2)賃料の集金(賃借人から賃料などを集金する)
 - (3)賃借人および近隣の苦情処理
 - (4)賃貸借契約に違反する行為があった場合の対応
 - (5)修繕などの受付(修繕箇所の確認) など
- 募集期間 2月25日(火)～3月21日(金)17時
- 応募方法 提出物をにぎわい創出課移住定住係まで郵送もしくは持参
- 提出物 見積書、宅地建物取引士の資格が確認できるもの
- 選考方法 最低価格を持って見積もったものを委託業者として決定いたします。



※詳細は町ホームページにてご確認ください。

※令和7年度の予算によっては、管理業者の募集を中止する場合があります。



お問い合わせ先

にぎわい創出課 ☎22-3281

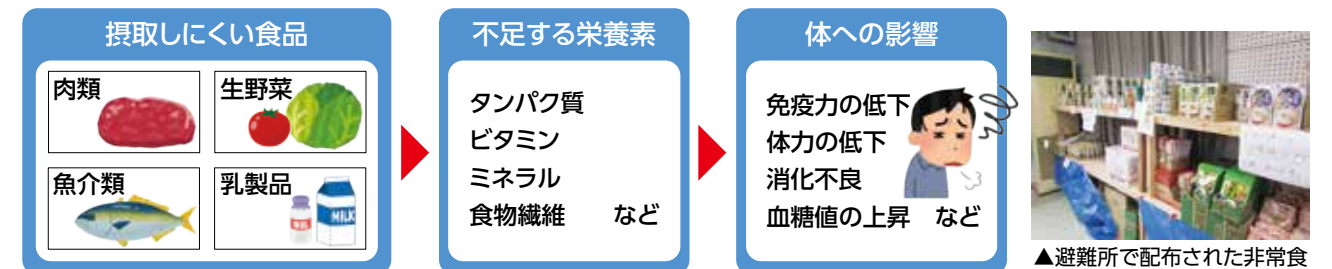
防災連載企画 No.11

能登半島地震からの警告! 元気の源、避難所での食事問題!

能登半島地震では、発災から1か月が経過しても、珠洲市や輪島市の避難所ではカップ麺やレトルト食品を中心とした食事が続いています。ボランティアによるみそ汁などの炊き出しもありますが、それだけでは十分な栄養を補えません。

避難生活の中でも栄養が偏らないようにするために、各家庭ではどのような非常食を備蓄しておいたらいいのでしょうか。

避難生活では栄養の偏りに注意



「災害時でもしっかり栄養補給できる非常食とは…」

- ①主菜(タンパク質を多く含むもの)
⇒肉・魚・豆などの缶詰 / 乾物(鰹節・煮干し など)
- ②副菜(ビタミン・ミネラル・食物繊維の供給源)
⇒野菜の缶詰/野菜ジュース/インスタントみそ汁 など
- ③主食(エネルギー源)
⇒パックご飯 / カップ麺 など
- ④果物(ビタミン・ミネラルを補うもの)
⇒野菜ジュース / ドライフルーツ など

※町が備蓄している食料だけでは栄養が補えません!皆さんが必要だと思う食料を準備し、災害に備えましょう!

【お問い合わせ先】 危機管理課 ☎22-3280

最終回 「避難所生活のリアルな話!」

水道料金の基本料金の減免について

お知らせ

四万十町では、物価高騰の影響を受けている町民生活を支援するため、水道料金の基本料金の減免を実施いたします。

ただし、メーター使用料や使用水量に応じてご負担いただく超過料金、下水道使用料および農業集落排水使用料は減免対象となりません。

- 減免内容 水道料金のうち、**基本料金(税込み)**を減免。
全対象者一律で、**月額1,056円(税込み)**を減額します。詳細は以下のとおりです。

〈例〉口径が13mmで、1か月10㎡使用した場合

	減免前	減免額	減免後	
基本料金(税抜き)	960円	▲960円	0円	全対象者一律の金額
メーター使用料(税抜き)	70円	0円	70円	
超過料金	270円	0円	270円	使用水量が8㎡以下の場合、超過料金は発生しない
消費税	130円	▲96円	34円	基本料金960円に対する消費税額
合 計	1,430円	▲1,056円	374円	

- 減免対象 四万十町と水道使用の契約を結んでいる全ての方(官公庁除く)
- 対象期間 1月検針分(2月請求)から6月検針分(7月請求)の6か月間
- 注意事項 検針時に投函している「使用水量のお知らせ」には、減免前の金額が記載されていますが、請求金額(納入通知書、口座振替)は減免後の金額となります。

お問い合わせ先 環境水道課 ☎22-3119